

令和元年度 砺波市行政改革庁内会議 補助金等適正化検討部会 報告書

本市では、「第2次砺波市総合計画」の共通方針として「協働と持続可能な自治体経営」を掲げ、平成29年度からの前期基本計画において、効率的な行財政運営を進めるため、受益者負担の適正化など行財政基盤の強化を図ることとしている。

また、平成28年度から令和2年度までの行政改革の総合的な指針とする「砺波市行政改革大綱」では、「健全で持続可能な財政運営の推進」を掲げ、行財政改革の取組みを進めている。

中でも、補助金等については、これまでも行政改革や受益者負担の公平性などの観点から見直しを行ってきたところであるが、厳しい財政状況等を踏まえ、補助金等交付基準を定めることとし、行政改革庁内会議の補助金等適正化検討部会において「砺波市補助金等交付基準（案）」を取りまとめた。

1 調査・検討

補助金等の現状を踏まえて、「判断基準」、「交付期間」、「補助対象外経費」、「補助金額の算定等」などについて検討した。

その結果として、以下のとおり交付基準案を取りまとめた。

2 補助金等交付基準の主な項目

(1) 補助金等の定義

- ① 補助金 公益上必要性の高い活動において事業者等の自主性、任意性が高い活動を補い助けるための金銭給付で、奨励的、助成的な趣旨も併せもつ資金援助的な給付金
- ② 交付金 市が委託した事務のうち、その性質上報償的に交付されるもので、一定要件の資金供与により事業者等が労力等の負担提供を伴いながら、協働により公共性、公益性の高い活動を展開するための政策誘導的な給付金
- ③ 負担金 法令上特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対して負担する給付金又は市が各種団体を構成する場合の必要経費として負担する給付金

(2) 判断基準

補助金の交付については、次の基準により個別に判断し決定する。

- ① 公益性 客観的にみて公益性がある。住民自治や社会福祉の増進、教育・文化・スポーツ等の推進に貢献するなど。

- ② 必要性 市が財政負担することが適当である。協働によるまちづくりの推進のため、補助すべき事業又は活動である。社会経済情勢に合致し、市民ニーズが高いものなど。
- ③ 効果性 補助目的や金額に見合う効果が期待できるなど。
- ④ 公平性 他の団体や市民との間で公平性が保たれている。交付先が公平かつ透明な手続きによって決定されている。
- ⑤ 適正性 支出根拠が、条例、規則、要綱等に基づいている。会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であるなど。

(3) 交付期間

- ① 新たな補助金の交付期間については、終期設定を必須とし、原則として3年を限度とする。
- ② 市単独での同一団体への補助金交付は、原則として3年を限度とする。

(4) 補助対象外経費

- ① 補助金及び交付金について、人件費、交際費、慶弔費、飲食費、積立金、その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものは、原則として補助対象外経費とする。
- ② 補助金は、原則として事業費を対象に交付されるものであり、団体運営費補助は、事業費補助へ移行するように努めるものとする。

(5) 補助金額の算定等

- ① 補助金 団体等の事業内容に応じ、原則として補助対象経費の2分の1以内とする。
- ② 交付金 支出する額は、定額又は一定の計算式により算出するものとする。
- ③ 負担金 活動にかかる資金は、原則として市が負担するものとする。

3 補助金等交付基準（案）

別添1のとおり

4 今後の取組予定

(1) 補助金等交付基準の適用予定

交付基準は、令和2年度に各団体等と調整のうえ、令和3年度から適用する。ただし、可能なものは、令和2年度から適用する。

(2) 継続的な見直し

毎年度、補助金等の担当課において「補助金等実績審査復命書」を作成し、基準に照らして確認する。また、復命書は財政課へ提出し、財政課で再確認する。

（目的）

第 1 条 この基準は、市が支出する補助金等について、補助金等の透明性、公共性及び公益性の一層の向上を図ることにより、補助金等の適正化と効果的かつ効率的な運用を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この基準において「補助金等」とは、市が、団体及び個人が行う特定の事務事業に対し、公益上必要があると認めた場合に、その事務事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、交付する給付金で、次に掲げるものをいう。

（1）補助金

公益上必要性の高い活動において事業者等の自主性、任意性が高い活動を補い助けるための金銭給付で、奨励的、助成的な趣旨も併せもつ資金援助的な給付金

（2）交付金

市が委託した事務のうち、その性質上報償的に交付されるもので、一定要件の資金供与により事業者等が労力等の負担提供を伴いながら、協働により公共性、公益性の高い活動を展開するための政策誘導的な給付金

（3）負担金

法令上特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対して負担する給付金又は市が各種団体を構成する場合の必要経費として負担する給付金

（補助金等交付の基本方針）

第 3 条 補助金等の交付は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 2 条の 2 の規定により、公益上必要性の高い場合に限られるものであり、その判断にあたっては、十分かつ客観的に妥当性があることを念頭に厳正に行うものとする。特に、次の各号に掲げるものについては、原則として補助金等の交付対象としないこととする。

（1）国、県、民間等が本来負担すべきものであり、市の財政負担が適当でないもの

（2）事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的及び効果が不明確なもの

（3）零細な補助金等で事業効果が薄いと認められるもの

（4）各種団体補助などにおいて、事業主体の自己資金で十分運営が可能なもの

（5）予算及び決算の管理、事業計画及び事業報告ができていない団体に対するもの

（6）市税等を滞納している者

(判断基準)

第4条 補助金の交付については、補助金に係る事業、団体活動の計画又は実績等に基づき、次の基準により個別に判断し決定する。

(1) 公益性

- ア 事業目的や内容が、客観的にみて公益性があること。
- イ 総合計画の施策や事業の目標達成のために貢献しているものであり、市の施策として、事業を積極的に推進すべきものであること。
- ウ 地域の住民自治や社会福祉の増進について高い必要性が認められるもの、又は教育、文化、芸術、スポーツ等の推進に著しく貢献するものであること。

(2) 必要性

- ア 国、県、民間等が負担すべきものでなく、市が財政負担することが適当であること。
- イ 市民との協働によるまちづくりの推進のため、補助すべき事業又は活動であること。
- ウ 事業目的や内容が、社会経済情勢に合致し、市民ニーズが高いものであること。
- エ 補助の目的が達成されておらず、支援を継続していく必要があること。
- オ 民間等に類似した事業がないこと。
- カ 形式的、習慣的な補助でないこと。

(3) 効果性

- ア 費用対効果の観点から、補助目的や金額に見合う効果が認められること、又は効果が十分に期待できること。
- イ 他の手法でなく補助によることが施策目的の実現のために最適であること。

(4) 公平性

- ア 他の団体や市民との間で公平性が保たれていること。
- イ 交付先が公平かつ透明な手続きによって決定されていること。

(5) 適正性

- ア 補助金の支出根拠が、条例、規則、要綱等に基づいていること。
- イ 団体の設立目的や事業内容が、補助の目的と合致していること。
- ウ 団体の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること。
- エ 団体の決算における繰越金又は剰余金が、補助しようとする額から判断し、妥当であること。

(交付期間)

第5条 交付する期間は、次のとおりとする。

- (1) 新たな補助金の交付期間については、終期設定を必須とし、原則として3年を限度とする。
- (2) 市単独での同一団体への補助金交付は、原則として3年を限度とする。
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体、又は事業目的が達成できな

いと認められる事業や団体への補助については、交付期間が3年を経過する前であっても補助金を終了するものとする。

(4) 国、県等の補助に伴う補助金等については、その補助期間の終了をもって原則として終了する。

(補助対象外経費)

第6条 補助対象外経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、負担金及び補助金事業の目的達成のため特に必要性が認められるもので補助要綱等において補助対象であることを明確にしたものについては、この限りではない。

(1) 人件費

(2) 交際費

(3) 慶弔費

(4) 飲食費

(5) 積立金

(6) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの

2 補助金は、原則として事業目的の達成に向けた事業費を対象に交付されることが適当であり、団体運営費補助については、その補助対象となる経費の範囲を適切に判断したうえ、事業費補助への移行に努めるものとする。

(市が支出する額)

第7条 市が支出する額は、次のとおりとする。

(1) 補助金

補助金事業の評価は、公費の用途を重視するものであり、事業主体の裁量、及び自由度が高く、資金面に対する行政依存度も低いことから、市が支出する額はそれぞれの団体等の事業内容に応じ、原則として補助対象経費の2分の1以内とする。

また、国、県等の制度に伴うものは、合理的な理由がない限り、原則として上乗せ補助は行わない。

(2) 交付金

交付金事業の評価は、公費の用途よりも事業効果を重視するものであることから、市が支出する額は、定額又は一定の計算式により算出するものとする。

(3) 負担金

負担金事業による効果のほとんどが行政効果と考えられることから、その活動にかかる資金は市が負担するものとし、市が支出する額は毎年度予算編成のなかで決定するものとする。

(交付金事業の特例)

第8条 交付金事業については、事業効果に着目するものであることから、次のとおり取り扱うものとする

(1) 原則として精算行為を必要としないものとする。

(2) 交付金の交付に際し根拠法令等に定めのないものについては、規則、要綱等を

整備し、交付する目的、目指す成果、対象、金額の積算基準及び終期等を明確にするものとする。

(3)前号の規定による規則、要綱等の終期設定にあたっては、事業内容及び効果を考慮して定めるものとするが、原則として3年を限度とする。

(適用除外)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この基準を適用しないものとする。

(1)国、県等の法律、条例等により別に定められているもの

(2)要綱等により特別の定めがあるもの

(3)元金及び利子の補給事業に係るもの

(4)債務負担行為設定済みのもの

(5)市が構成又は加入している各種団体に対する会費等

(6)その他市長が特に必要と認めるもの

補助金等の現状

1 これまでの取組状況

平成15年度～ 市税等の滞納者への交付制限

平成24年度～ 団体補助金繰越金の適正化【繰越金の確認】

2 補助金等の現状

(1) 調査対象 平成30年度執行分

(2) 調査項目 負担金、補助金及び交付金

種類	説明	件数 (件)	決算額 (百万円)	主なもの	決算額 (百万円)
負担金	特別の利益を受けることに対して負担する給付金又は各種団体を構成する必要経費として負担する給付金	423	2,913	砺波地域消防組合分担金	669
				後期高齢者療養給付費負担金	478
				クリーンセンターとなみ運営費分担金	181
補助金	公益上必要性の高い活動において、奨励的・助成的な趣旨も併せ持つ、資金援助的な給付金	290	2,117		
制度的補助金	国・県などの法律・条例等により交付の定めがある補助金等	70	1,689	病院事業会計繰出金	993
				多面的機能支払交付金	176
元金・利子補助金	元金及び利子の補給事業に係る補助金	11	14	小口事業資金保証金助成金	3
				中小企業振興資金保証金助成金	3
債務負担行為補助金	債務負担行為設定済みの補助金	7	29	土地改良事業等補助金過年度償還金	10
				福祉施設建設事業借入償還補助金	10
団体運営補助金	団体の運営に対する補助金	36	23	シルバー人材センター運営補助金	11
				防犯協会補助金	3
扶助的補助金	福祉給付的な補助金	7	1	在宅重度障害者住宅改善費補助金	0.5
				遠距離通学児童・生徒交通費補助金	0.4
その他補助金	上記以外に係る補助金	159	361	社会福祉法人助成金	72
				商工業振興助成金	42
交付金	委託事務のうち事業者等が負担提供を伴い、公共性・公益性の高い活動を展開する政策誘導的な給付金	15	64	地区振興育成交付金	32
				“となみ創生”地域交付金	11